

別紙 6 資料閲覧等について

1. 閲覧対象物

- (1) 別紙 2 次期統合ネットワークと接続する個別システム及び更改予定時期
- (2) 別紙 3 次期統合ネットワーク接続利用機関の帯域と利用期間
- (3) 別紙 4 オプションサービスの利用対象システム
- (4) 現行統合ネットワーク設計資料（別紙 6 補足資料参照）
- (5) 別紙 8 次期統合ネットワークへの移行を要しない拠点一覧
- (6) 別紙 11 重要通信一覧
- (7) プロジェクト計画書
- (8) プロジェクト管理要領
- (9) 厚生労働省標準コーディング規約策定指針

2. 閲覧要領

応札希望者が資料の閲覧を希望する場合は、守秘義務に関する誓約書を提出の上、以下に定める目的、期間、場所、方法において閲覧を許可する。なお、閲覧可能ないずれの資料についても、持ち出し、コピー、撮影等は禁止とする。

(1) 閲覧資料等の目的外使用の禁止

閲覧資料等の閲覧者（以下、「閲覧者」という。）は本件目的以外に閲覧資料等及び閲覧資料等の閲覧により知り得た情報を使用してはならないものとする。

(2) 閲覧時期

本件目的に係る閲覧資料等の閲覧時期は、以下の期間とする。

期間： 令和元年 11 月 12 日から令和元年 12 月 2 日まで（仕様書案の交付期間に同じ）

時間： 10:00～12:00、13:00～17:00

(3) 閲覧場所

本件目的に係る閲覧資料等の閲覧場所は、情報システム管理室内とする。

（東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館）

(4) 閲覧資料等の閲覧に係る遵守条件

閲覧者は閲覧資料等には、第三者の営業上の秘密が含まれることを十分に認識した上で、閲覧するものとし、次に定める条件を遵守するものとする。

- ① 統合ネットワーク事務局が指定する方法以外で、閲覧資料等を閲覧してはならない。
- ② 閲覧資料の実施場所からの持ち出し及び複製（閲覧資料等の内容に係る画像としてこれを保持する行為及びこれらに準ずる行為等を含む。）、又は第三者への開示、漏洩若しくは公開をしてはならない。
- ③ 本件目的に係る閲覧の際における、統合ネットワーク事務局による監視に同意しなくてはならない。

- ④ 閲覧者は、別添1及び別添2を統合ネットワーク事務局に提出するものとし、本要綱に定める閲覧資料等の目的外使用の禁止及び閲覧資料等の閲覧に係る遵守条件を確実に遵守すること。
- ⑤ 閲覧資料等の閲覧により知り得た内容を、秘密情報として適切に取り扱うことを遵守しなくてはならない。
- ⑥ ④及び⑤については、閲覧資料等の閲覧終了後も存続するものとする。